

# 合併協定書

鶴岡市 藤島町 羽黒町  
櫛引町 朝日村 温海町

南庄内の6市町村は、これまで住民に最も身近な行政機関として、住民福祉の向上、地域の活性化などのため、幅広い分野にわたって責務の遂行に努めてきました。この間、住民の皆様の温かいご理解とご協力を戴き、おかげをもってそれぞれにかなりの成果を挙げ得たと思います。

一方、国・地方の行政は、いま、かつてない程の厳しい財政事情の中で、大幅な構造改革を進める必要に迫られており、とりわけ地方の市町村は、ことさらに厳しい財政環境の中で、住民のニーズが高度化、多様化しつつ増大していくこと、また地域人口の高齢化と減少が予想される中で、各々の地域特性を活かした地域活性化対策に真剣に取り組むことが強く求められてきています。特にここ南庄内地域は貴重な資源に恵まれ、新世紀の価値観に沿う極めて優れた地域として維持・発展させることが必要です。勿論、6市町村は、これまでも行財政の改革を積極的に進め、新時代のニーズに応えるための努力を続けてきましたが、今後の社会・経済の変化や財政事情の逼迫などを考えると、これまでの改革程度では必要なニーズに応えることは殆ど不可能な事態に追い込まれることが危惧されます。6市町村は、こうした判断に立ち、ここで合併特例法の諸措置を活用して合併することにし、共に協調して新時代に求められる行政責務を果たしていくことにしたのであります。

そもそも合併業務の大宗は、市町村行政の組織・仕組み、諸制度・措置を一体化する方向で調整し、その上で改めて再編・再構築することです。そのため、検討・協議すべき課題は極めて膨大かつ複雑なので、法定協議会で鋭意検討・協議を重ねて参りました。その結果、概ね妥当な結論を得たので、これに基づき、6市町村が合併をする際に必要な相互協定事項を整理・確認し、ここに協定書として取り纏めたところです。当然、合併によってデメリットが懸念されましたが、それを回避することに最大限の配慮をし、また合併することによって困難を乗り越え、さらに建設的なメリットをもたらすように出来る限りの配慮をいたしました。

以上の考えに基づき、ここに6市町村長による協定を締結します。

## 目 次

	頁
1 合併の方式	1
2 合併の期日	1
3 新市の名称	1
4 新市の事務所の位置	1
5 財産の取扱い	1
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	1
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	2
8 地域審議会の取扱い	2
9 地方税の取扱い	3
10 一般職の職員の身分の取扱い	3
11 特別職の身分の取扱い	3
12 条例、規則等の取扱い	4
13 組織及び機構の取扱い	4
14 一部事務組合等の取扱い	5
15 公社、第三セクター等の取扱い	5
16 町・字の取扱い	6
17 慣行の取扱い	6
18 姉妹都市等及び国内・国際交流事業の取扱い	6
19 広報広聴関係事業の取扱い	6
20 交通関係事業の取扱い	7
21 窓口業務の取扱い	7
22 地域コミュニティ支援及び行政連絡体制の取扱い	7
23 市民相談関連事業の取扱い	7
24 斎場事業の取扱い	7

25	国民健康保険事業の取扱い	8
26	ごみ処理事業の取扱い	8
27	環境対策事業の取扱い	8
28	消防団の取扱い	9
29	防災関係事業の取扱い	9
30	保健衛生事業の取扱い	9
31	診療所（直営） 休日夜間診療の取扱い	10
32	障害者福祉事業の取扱い	10
33	高齢者福祉事業の取扱い	11
34	介護保険事業の取扱い	11
35	児童福祉事業の取扱い	12
36	保育事業の取扱い	12
37	その他の福祉事業の取扱い	12
38	農林水産関係事業の取扱い	13
39	商工関係事業の取扱い	13
40	雇用労働福祉関係事業の取扱い	14
41	観光関係事業の取扱い	14
42	建設関係事業の取扱い	14
43	上水道事業の取扱い	15
44	下水道事業の取扱い	15
45	学校教育事業の取扱い	15
46	社会教育事業の取扱い	16
47	スポーツ振興事業の取扱い	17
48	新市建設計画	17

## 1 合併の方式

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、鶴岡市とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、鶴岡市馬場町9番25号（現在の鶴岡市役所の位置）とする。

## 5 財産の取扱い

6市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

なお、6市町村では行財政改革の積極的な推進に努めており、その取組みにおいて合併までになお財産の変動があることを踏まえて取り扱うものとする。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市の議会議員の定数は、34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。

(2) 合併後最初に行われる選挙については、各市町村の区域をもって選挙区を設けるものとし、各選挙区における議員の定数は、鶴岡市23人、藤島町4人、羽黒町3人、櫛引町3人、朝日村2人、温海町3人とする。

## 7 農業委員会委員の定数及び 任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は37人とする。
- (2) 選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、鶴岡市は3選挙区、各町村はそれぞれ1選挙区とする。
- (3) 6市町村の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、互選により37人が合併の日から平成17年11月25日まで引き続き在任する。  
ただし、各市町村の農業委員会ごとの在任する人数は、鶴岡市農業委員会13人、藤島町農業委員会5人、羽黒町農業委員会5人、櫛引町農業委員会6人、朝日村農業委員会4人、温海町農業委員会4人とする。

## 8 地域審議会の取扱い

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき合併前の鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の区域ごとに地域審議会を設置する。
- (2) 設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。
- (3) 地域審議会は、合併に係る次の事務を所掌する。
  - ア 次の事項について、市長の諮問に応じて審議する。
    - (ア) 新市建設計画の変更に関する事項
    - (イ) 新市建設計画の執行状況に関する事項
    - (ウ) その他市長が必要と認める事項
  - イ 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。
- (4) 審議会は、区域ごとに委員20人以内で組織し、委員の任期は2年とする。

## 9 地方税の取扱い

- (1) 個人市民税の普通徴収の納期については、6月、8月、10月及び1月とする。
- (2) 固定資産税の納期については、5月、7月、12月及び2月とする。
- (3) 軽自動車税の納期については、5月とする。
- (4) 入湯税の税率については、鶴岡市、温海町の例とする。
- (5) 都市計画税の課税区域については、当面現行のとおりとし、新市において新都市計画区域及び新都市計画事業計画を踏まえ設定する。  
税率については、新市において課税区域が設定されるまでの期間（合併する年度及びこれに続く5年度以内）は、不均一課税とする。  
納期については、5月、7月、12月及び2月とする。
- (6) 市民税、固定資産税並びに軽自動車税の免除及び減免については、鶴岡市の例を基本に調整する。

## 10 一般職の職員の身分の取扱い

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整を図る。

## 11 特別職の身分の取扱い

監査委員、議会推薦の農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の定数、特別職の報酬の額等については、6市町村の長が別に協議して定める。

## 12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、合併協議会で協議、承認された調整方針及び事務事業等の調整内容に基づき、新市における事務事業に支障がないように整備するものとする。

## 13 組織及び機構の取扱い

新市の組織及び機構は次の基本的な考え方により再構築する。

- (1) 現在の鶴岡市役所を本所、町村役場を支所とし、行政機能を分担し、配置する。
  - ア 本所・支所においては、住民がこれまでどおり、各種の手続きができるようにするとともに、住民の日常生活の問題に関する相談窓口を設ける。

健康・福祉部門などにおいては、住民に提供するサービス内容の充実、高度化を図る。
  - イ 支所においては、各地区特有のプロジェクト等について、原則として引き続き取り組み、また、合併に伴い検討すべき施策の調整も重要業務として取り組む。
  - ウ 内部管理部門は、本所に中核機能を置き、業務内容の充実を図りつつ、組織の統合・縮小、職員の資質向上と併せた人員削減を計画的に進める。
  - エ 市政運営の基本方針などの策定や各部門の中核管理機能は、本所を中核としながら、適切な行政運営に努める。
- (2) 本所、支所以外での公共的サービス提供については、民間セクターとの協力・協調体制の構築を推進する。

また、民間のサービス機関に移管することが適切な公的施設については、努めて移管する。
- (3) 支所の権限などについては、新市で行政課題や権限の分担、財政事情などを総合的に勘案し、適切に決定する。
- (4) 行財政改革については、既決の計画に沿うなど、引き続き実施する。



## 14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合、鶴岡地区消防事務組合及び月山水道企業団については、合併までに関係団体との協議を踏まえ調整する。
- (2) 山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合、山形県市町村職員退職手当組合及び庄内広域行政組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 山形県市町村交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合から町村は脱退する。  
交通災害共済事業については、鶴岡市の例を基本に新市単独で運営する。
- (4) 庄内視聴覚教育協議会については、合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
- (5) 庄内南地区介護認定審査会については、合併までに関係団体との協議を踏まえ調整する。

## 15 公社、第三セクター等の取扱い

- (1) 藤島町、羽黒町、温海町の土地開発公社については、統廃合し、1つの土地開発公社とする。
- (2) 財団法人鶴岡市開発公社については、当面現行のとおりとし、新市において土地開発公社との業務の整理について検討する。
- (3) 第三セクターについては、当面現行のとおりとし、出資金は新市に引き継ぐ。  
なお、類似業務を行うものの統合、組織機構及び公的支援の見直し、民営化等の運営の改善、合理化に努める。

## 16 町・字の取扱い

- (1) 町・字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 大字の名称には、「大字」の字句を付さないものとする。
- (3) 現町村名の取扱いについては、合併までに調整する。

## 17 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市発足までに決定する。  
市民歌、市の花鳥木、都市宣言、市民憲章等については、新市において検討する。
- (2) 名誉市民顕彰及び市政功労表彰の制度については、鶴岡市の例を基本に調整する。  
なお、既推戴者及び既受賞者は、引き続き顕彰する。

## 18 姉妹都市等

### 及び国内・国際交流事業の取扱い

- (1) 姉妹都市等との盟約については、相手先の意向を確認したうえで新市において引き継ぐ。
- (2) 国内・国際交流事業については、相手先の意向を確認したうえで新市において継続する。

## 19 広報広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報紙の発行については、月2回を基本とする。
- (2) 広聴制度については、住民の声を幅広く聴くため、市長と語る会や住民自治組織との懇談、提言はがきなどの充実策を検討する。

## 20 交通関係事業の取扱い

羽黒町、櫛引町、温海町の独自運行バスについては、当面現行のとおりとし、効率的な運行を検討する。

## 21 窓口業務の取扱い

- (1) 印鑑登録手帳の交付、住民基本台帳の閲覧、住民基本台帳記載事項証明書交付等の窓口手数料については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- (2) 時間外の窓口開設については、鶴岡市、藤島町の例を基本に調整する。

## 22 地域コミュニティ支援 及び行政連絡体制の取扱い

- (1) 自治組織については、歴史的経過、地域特性を踏まえ、地域住民の意思を尊重し、5年以内に自治組織のあるべき姿を検討する。  
町内会運営補助金、自治振興交付金等については、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に調整する。
- (2) 駐在員、町内会長、区長等の設置、報酬等については、自治組織のあるべき姿を検討した後に、段階的に調整する。

## 23 市民相談関連事業の取扱い

市民総合相談及び消費生活相談については、本所、各支所の相談体制の機能を充実していく。

## 24 斎場事業の取扱い

- (1) 斎場使用料については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- (2) 温海町が共同運営している新潟県山北町火葬場については、新市においても継続する。

## 25 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 保険税については、不均一課税とし、5年以内に段階的に調整する。  
納期については、7月から3月までの9期とする。
- (2) 人間ドック等の検診事業の受診者に対する助成制度については、保険税の調整と併せ5年以内に調整する。
- (3) 出産育児一時金及び葬祭費の支給額については、保険税の調整と併せ5年以内に調整する。  
出産育児一時金貸付制度については、統一する。

## 26 ごみ処理事業の取扱い

- (1) ごみの収集体制・区域等については、3年以内に調整する。  
ごみステーション設置に対する補助制度、特定団体の独自収集に対する補助制度は、3年以内に廃止する。
- (2) 資源ごみ回収報奨金については、鶴岡市の例を基本に統一し、衛生組織連合会等協力団体での上乘せ助成は廃止する。
- (3) 生ごみ処理器の購入助成については、鶴岡市、朝日村の制度に統一する。  
環境にやさしい店認定制度については、鶴岡市の制度により全市で実施する。

## 27 環境対策事業の取扱い

- (1) 合併浄化槽の整備手法、補助制度等については、当面現行のとおりとし、新市において整備のあり方等について検討する。
- (2) 一般廃棄物の減量、適正排出等の啓蒙・啓発活動のほか、生活環境の保全や向上を図るための推進体制については、衛生組織連合会等協力団体との調整を図り鶴岡市の例を基本に統一する。

## 28 消防団の取扱い

- ( 1 ) 組織体制については、各市町村の消防団の体制を維持し、連合消防団体制とする。
- ( 2 ) 消防団員の報酬、手当、退職報償金等については、5年以内に段階的に調整する。
- ( 3 ) 分団交付金等については、5年以内に段階的に調整する。

## 29 防災関係事業の取扱い

- ( 1 ) 防災行政無線については、当面は統合器によりシステムの統一化を図り、機器の老朽化を勘案しながら、戸別受信機のあり方も含め、5年以内に段階的にシステムの再構築を図る。
- ( 2 ) 鶴岡市、温海町の水難救済会については、現体制で統合し、報酬額等は新たに定める。
- ( 3 ) 羽黒町、櫛引町、朝日村の山岳遭難救助組織等については、現体制を基本とする。

## 30 保健衛生事業の取扱い

- ( 1 ) 妊婦の一般健康診査及び超音波検査については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- ( 2 ) 4か月児、7か月児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査については、鶴岡市の例を基本に調整する。  
9・10か月児、1歳児の健康診査については、1歳児健康教室に変更する。
- ( 3 ) 集団予防接種（BCG、ポリオ）の会場については、市町村ごとに設置する。  
個別予防接種（三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎）の委託料、自己負担金等については、鶴岡市の例を基本に調整する。

- ( 4 ) 集団基本健診の健診項目、対象年齢、自己負担金等については、3年以内に調整する。
- ( 5 ) 消化器検診、婦人科検診の自己負担金、減免対象者等については、鶴岡市の例を基本に、3年以内に調整する。
- ( 6 ) 人間ドックの対象者、委託料、自己負担金等については、鶴岡市の例を基本に、5年以内に調整する。
- ( 7 ) 高齢者インフルエンザ予防接種の委託料、減免対象者等については、鶴岡市の例を基本に調整する。

### **31 診療所（直営） 休日夜間診療の取扱い**

- ( 1 ) 朝日村の国民健康保険診療所については、現行のとおりとし、温海町の国民健康保険診療所については、今後の運営について引き続き検討する。
- ( 2 ) 鶴岡市休日夜間診療所及び温海町の在宅当番医制度については、現行のとおりとする。

### **32 障害者福祉事業の取扱い**

- ( 1 ) 重度障害者介護者激励金品の支給については、鶴岡市の例を基本に5年以内に段階的に調整する。
- ( 2 ) せきずい損傷者福祉手当については、鶴岡市の例を基本に3年以内に調整する。
- ( 3 ) 重度心身障害児養育手当については、鶴岡市の例を基本に5年以内に調整する。ただし、特別児童扶養手当非該当者への支給は、3年以内に廃止する。
- ( 4 ) 紙おむつ支給については、平成17年度に新たな基準を作成し、3年以内に実施する。

( 5 ) 福祉タクシー券、福祉ガソリン券の助成については、鶴岡市の例を基本に5年以内に調整する。

なお、各町村区域の交通基盤整備等、障害者の移動支援策を検討する。

### 33 高齢者福祉事業の取扱い

( 1 ) 高齢者長寿祝いについては、対象年齢、祝品等を統一する。

( 2 ) 敬老事業等については、当面現行のとおりとし、新市において対象年齢、事業費等について調整する。ただし、特別養護老人ホーム等施設行事への補助は、廃止を検討する。

( 3 ) 高齢者等で専用の移送用車両を利用しなければならない者に対する外出支援サービスについては、当面現行のとおりとし、5年以内に新たな基準を設け実施する。

( 4 ) 高齢者福祉タクシーの助成については、3年以内に廃止する。  
なお、各町村区域の交通基盤整備等、高齢者の移動支援策を検討する。

( 5 ) 寝たきり老人紙おむつ支給については、羽黒町の例により、介護保険市町村特別給付事業として1年以内に調整する。  
なお、基準等については、鶴岡市の例を基本に、次期介護保険事業計画で検討する。

( 6 ) 寝たきり老人等介護者激励金支給については、5年以内に段階的に廃止し、家族介護者交流激励支援事業、家族介護者教室事業等による介護家族支援の充実を図る。

( 7 ) 低所得者の介護サービス利用者負担減免については、鶴岡市の例を基本に5年以内に調整する。

### 34 介護保険事業の取扱い

( 1 ) 介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期(平成17

年度)までの間は、各市町村の計画の集合をもって事業計画として取り扱うこととし、平成17年度に新市の介護保険事業計画を策定する。

- (2) 1号被保険者の保険料については、新市の介護保険事業計画により平成18年度から統一する。
- (3) 法定の介護保険料減免については、鶴岡市の例を基本に調整する。  
生活困窮者の独自減免については、鶴岡市の例を基本に1年以内に調整する。

### **35 児童福祉事業の取扱い**

- (1) 放課後児童対策事業については、当面現行のとおりとするが、学童保育所の管理運営・保育料等については、5年を超える経過措置をもって調整する。
- (2) 誕生祝金については、5年以内に廃止も含めて調整する。

### **36 保育事業の取扱い**

- (1) 公立保育所については、運営方式や保育内容など保育事業全体について、民間委託等も含めて検討する。
- (2) 保育料については、当面は住所地により保育料を算定することとし5年以内に国の基準を参考に新たな保育料を検討し、その後段階的に調整する。

### **37 その他の福祉事業の取扱い**

- (1) 社会福祉協議会に対する運営費等の補助については、現状の補助水準を維持することを前提とした基準で調整する。
- (2) 小規模災害の一時扶助については、鶴岡市の例を基本に調整する。
- (3) 重度心身障害者医療及び乳幼児医療の助成対象者については、5年以内に調整する。



## 38 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 水田農業構造改革対策における生産目標数量の配分率、独自カウントについては、従来の経過を尊重しながら、現在の市町村への配分根拠を基礎に、新たに設置される第三者機関的組織の意見を踏まえて5年以内に決定する。
- (2) 産直施設の支援については、経営組織が将来的に独立した安定経営ができるよう、支援方法を5年以内に統一する。公設の施設については、賃貸する方向で調整する。
- (3) グリーンツーリズム活動支援については、櫛引町の事業手法を参考とし、3年以内に対象を全市に拡大して実施する。
- (4) 市町村単独土地改良事業補助金及び小規模災害復旧工事補助金については、5年以内に補助対象要件等の制度内容を統一する。
- (5) 朝日村の住宅等建築資金貸付事業及び温海町の町の木庄内あつみ杉利用住宅等建築奨励補助金制度については、温海町の制度を基本に統合し、朝日村、温海町に限定し実施するが、地域材利用促進に係わる諸制度の運用により制度の見直しを検討する。
- (6) 内水面漁業振興事業費補助金については、5年以内に制度内容を統一する。

## 39 商工関係事業の取扱い

- (1) 企業立地助成については、制度を統一し、用地取得助成及び雇用促進助成は廃止する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。
- (2) 融資、利子補給及び保証料補給制度については、鶴岡市の例を基本に統一する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。
- (3) 商工会議所、商工会への補助については、3年から5年の間は現行のとおりとし、その後、運営補助金については統一の基準を設定し、

事業補助についてはメニュー化を図る。

## 40 雇用労働福祉関係事業の取扱い

- (1) 勤労者融資保証料補給制度の補給割合、補給期間及び貸付限度額については、鶴岡市の例を基本に統一する。ただし、合併前に制度の適用を受けたものについては、現行のとおりとする。
- (2) 雇用助成制度は、廃止する。  
なお、就業相談員による未就職者支援、総合就職セミナーなどによる新規学卒者の就職支援、既就職者の技術や能力の向上など、人材育成を主体とした雇用対策を推進する。

## 41 観光関係事業の取扱い

- (1) まつり等観光振興事業については、当面現行のとおりとし、補助金等については新市において検討する。
- (2) 観光キャンペーン事業については、3年以内に事業の一元化を検討する。
- (3) 各地区観光協会組織については、当面現行のとおりとし、補助金等については5年以内に調整する。

## 42 建設関係事業の取扱い

- (1) 都市計画決定については、新市全体を1つの都市計画区域とするとともに、区域区分の実施及び総合的な土地利用方針を3年以内に定める。
- (2) 現在の市町村道は、すべて新市の市道として引き継ぐ。  
新市の市道認定基準については、鶴岡市の例を基本に3年以内に新たな基準を定める。
- (3) 除雪については、各市町村の除雪計画を新市に引き継ぎ、現行のとおり実施する。

- (4) 公営住宅の家賃については、鶴岡市の例を基本に5年以内に新たな算定基準を定める。
- (5) 朝日村で実施している克雪住宅支援事業については、現行のとおりとする。

### **43 上水道事業の取扱い**

- (1) 水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市での水道事業計画を策定のうえ、5年以内に統一する。  
また、料金体系については、料金の統一に合わせ、口径別料金体系を基本に統一する。
- (2) 水道加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金の統一に合わせて調整する。
- (3) 月山水道企業団の給水区域の水道料金、料金体系及び分岐負担金(加入金)については、月山水道企業団の協議を踏まえて検討する。

### **44 下水道事業の取扱い**

- (1) 公共下水道事業及び集落排水事業の使用料については、下水道事業計画、集落排水事業計画を策定のうえ、5年を超える経過措置をもって調整する。  
なお、調整に当たっては、使用料収入の維持管理費及び資本費算入割合について、将来的には鶴岡市の例を基にした目標設定を検討するが、当面は実情に応じた適切な割合を検討する。
- (2) 公共下水道事業の受益者負担金及び集落排水事業の分担金については、現行のとおりとする。
- (3) 公共下水道事業及び集落排水事業における排水設備等改造補助金及び利子補給制度については、統一する。

### **45 学校教育事業の取扱い**

- (1) 通学区域については、当面現行のとおりとし、新市の教育委員会において適切に対処する。

- ( 2 ) スクールバス運行管理及び通学対策費補助金については、5年以内に地域性や経過等を踏まえて調整する。
- ( 3 ) 新入学児童ランドセル贈呈事業については、3年継続する。その後の取扱いは、新市において検討する。
- ( 4 ) 学校支援職員については、学校の状況把握を基にして、合併までに人員配置を検討する。
- ( 5 ) 体育文化活動奨励費補助金については、3年以内に、小中学生の県大会から全国大会まで補助対象経費の5分の4を補助することで統一する。  
部活動指導者への謝金は、3年以内に廃止の方向で調整する。
- ( 6 ) 学校給食については、当面は現行のセンター方式、自校方式を継続する。
- ( 7 ) 私立高等学校生徒学費補助金については、当面、鶴岡市の基準により朝日村を除く全市で実施し、朝日村の高等学校等学費補助金についても、当面現行のとおりとする。  
なお、補助制度のあり方については、新市においてさらに検討する。
- ( 8 ) 育英奨学金貸付等事業については、現行のとおりとする。
- ( 9 ) 公立幼稚園の入園料、保育料については、5年以内に調整する。

## 46 社会教育事業の取扱い

- ( 1 ) 地域社会教育活動の振興については、現行の体制を継続しながら、3年以内に体制、補助施策を検討する。  
生涯学習推進員、社会教育推進員等については、3年以内に統一した設置基準を定める。
- ( 2 ) 公民館については、鶴岡市中央公民館を新市の中央公民館とする。  
現在の各町村の中央公民館、地区公民館については、それぞれの特徴を踏まえ連携を強化していく。

- ( 3 ) 自治公民館等への建設補助、活動支援補助等については、5年以内に調整する。
- ( 4 ) 図書館については、鶴岡市立図書館を本館とし、各町村の図書館、図書室を分館とする。  
また、本館の図書が分館で貸出、返却可能となるよう、機能整備、電算化を年次的に行う。

#### **47 スポーツ振興事業の取扱い**

- ( 1 ) 体育施設の使用料については、適正な受益者負担に留意し、5年以内に算定基準の統一と併せて、見直しを行う。
- ( 2 ) 体育施設使用料の減免については、適正な受益者負担に留意し、5年以内に対象範囲や減免率を見直しのうえ統一する。

#### **48 新市建設計画**

新市建設計画は、別添に定めるとおりとする。

# 調 印 書

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定による南庄内合併協議会における協議を踏まえ、構成市町村長での合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成16年12月12日

鶴岡市長

富塚 陽一 


藤島町長

阿部 昇司 

羽黒町長

中村 博信 

櫛引町長

難波 玉記 

朝日村長

佐藤 征勝 

温海町長

佐藤 正明 

# 新市建設計画

南庄内合併協議会

## 目 次

	頁
序論 .....	1
1 合併の必要性 .....	2
2 計画策定の方針 .....	4
新市の概況 .....	5
1 位置と地勢 .....	6
2 気候 .....	6
3 面積 .....	6
4 人口 .....	6
5 世帯 .....	7
主要指標の見通し .....	9
1 人口 .....	10
2 世帯 .....	11
新市建設の基本方針 .....	13
1 新市の基本理念 .....	14
2 新市の将来像 .....	15
3 新市の基本目標 .....	17
4 行財政システムの再構築 .....	20
5 土地利用の方針 .....	22
新市の施策 .....	25
1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備 .....	26
2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり .....	30
3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大 .....	32
4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出 .....	34
5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築 .....	39
6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり .....	40
7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現 .....	43
8 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり .....	45
新市における県事業の推進 .....	47
公共施設の適正配置と整備 .....	49
財政計画 .....	51



# 序論

南庄内の6つの市町村は、住民の福祉向上、産業・教育・文化振興のため、それぞれ積極的に努力を重ね、物心両面の豊かな地域づくりを進めてきています。しかし、これからさらに高度化・多様化する住民の要求や、非常に難しくなる地域課題に対し、今後ともしっかり応えていくには、市町村合併は避けて通れないといわれており、この6市町村で構成する「南庄内合併協議会」を設け、諸々の課題について鋭意協議を重ねてきました。この「新市建設計画」は、その協議の一環として、この6市町村が1つの市として発足した場合、前面に掲げて取り組む新市のまちづくりのビジョン、その実現のための基本方針や課題を明らかにするため策定しました。

## 1 合併の必要性

全国の特に地方の市町村は、いま、社会・経済の大きな変革の中で、かつてなく難しい、しかし未来のために必ず解消すべき3つの課題に直面しており、少しでも早くこれを乗り越え、明るい新時代を開いていくため、積極的に歩み出す必要に迫られています。この南庄内の市町村も同様の状況に置かれています。

### (1) 新時代が求める行政ニーズに応える

これから、人口の少子高齢化と地域人口の減少がさらに進みます。また産業の国際化・競争が激化しており、これから新たな振興策を進めなければ、産業・地域経済の活力は停滞・衰微しかねません。さらに住民の要求は、高齢者福祉や安心・安全対策をはじめ、文化・教育、環境問題など色々な分野で、量的に増えるばかりでなく、質的に高度化、多様化していくと予想されます。行政は、このように高度な要求にきちんと応えてサービスを提供できるように、能力を結集・向上させ、体制を整えるなど、行政機能を大幅に充実・強化していく必要があります。

### (2) 財政の規模抑制、効率的運営下での行政責務の遂行

国と地方の財政は、経済成長の停滞の中で、歳出規模を圧縮するとともに、地方に対する国の支援も大幅に抑制されると予想され、地方財政はさらに厳しい効率的運営を迫られています。今後、高度化しつつ増大するニーズに対し、

行政サービスを適切に提供していくため、これまで以上の行財政改革を進め、民間との新たな協働関係も築きながら、行政の責務をきちんと果たしていく必要があります。

### (3) 地方分権の受け皿の整備

国や県が行ってきた事務・事業を市町村に移譲する時代が来ていますので、その移譲を受け、国や県が行っていた行政サービスに劣ることなく、きちんと担っていく必要があります。

これらは、市町村合併をするかどうかにかかわらず、どこの市町村も取り組む必要がある課題です。しかしこれに、現在の市町村のまま単独で取り組もうとしても、十分な課題解決ができない団体がかかり生ずると想定されます。従って、私たち南庄内の6つの市町村は、まず今般の法的措置による合併を進め、管理部門の縮小合理化を進める一方、新たな住民要求に応え、より充実したサービスを提供できるよう、政策担当職員の能力の結集・資質の向上を促し、また効率のよい執行体制を整え、市民の皆さんや民間の方々と協調しながら、担うべき役割を積極的に果たしていきたいと考えます。

ここに、そのために必要な建設計画を策定したところです。

## 2 計画策定の方針

### (1) 計画の趣旨

この計画は、新市のまちづくり、住民のニーズに応える行政サービスを供給することについて、新市全体として、さらには市内における個々の地域レベルで取り組む必要がある方策の基本方針、基本構想、課題を明らかにするために策定しました。この計画を基に、新市の一体的振興・発展と、個別地域ごとの特性を生かした振興・発展、住民福祉の充実・向上が図られるよう期待しています。

### (2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、合併する平成 17 年度及びこれに続く 10 カ年の平成 27 年度までとします。

# 新市の概況

## 1 位置と地勢

新市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に、新潟県に接して位置しています。

新市の北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流しています。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西部は日本海に面し、約 42km にわたって磯浜が形成されています。

## 2 気候

新市は、暖流である日本海の対馬海流の影響を受け、夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇天や降雪、積雪が多いという特徴を示す日本海側気候区に属します。

なお、過去 20 年間（1983~2002）の気候指標の平均は次のとおりとなっています。年平均気温 12.4 、最高気温 35 、最低気温 - 6.8 、年降水量 2,074.5 mm、年間日照 1,419.6 時間。

【資料：気象庁酒田測候所】

## 3 面積

新市は、東西約 43km、南北約 56km におよび、総面積は 1,311.49km<sup>2</sup> となります。

土地の利用状況（平成 13 年利用区分別面積）をみると、森林が 958.72 km<sup>2</sup> で約 73%、農用地が 188.14 km<sup>2</sup> で約 14%、宅地が 34.17 km<sup>2</sup> で約 3%となっています。

【資料：平成 13 年山形県統計年鑑】

## 4 人口

新市の人口は、昭和 40 年より減少基調にあり、昭和 50 年から昭和 55 年にかけて増加したものの、再び減少し、平成 12 年の国勢調査では 147,546 人となっています。

年齢三階層別人口の割合をみると、年々、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向があり、年少人口の構成比率は平成 2 年の 18.6%が、平成 12 年には

15.2%に減少し、老年人口の構成比率は平成 2 年の 17.1%が、平成 12 年には 23.7%と増加しています。また、就業者人口は第一次産業就業者が一貫して減少し、第二次産業就業者はほぼ横ばい、第三次産業就業者が増加しているという傾向にあります。

【資料：国勢調査】

## 5 世帯

新市の世帯数は、核家族化の進展により年々増加し、昭和 40 年の 34,748 世帯が平成 12 年には 44,382 世帯となり、対昭和 40 年比で約 3 割近く増加しています。

【資料：国勢調査】

表1 人口と世帯の推移

(単位：人、世帯)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総人口	159,562	153,173	150,348	153,330	152,636	150,840	149,509	147,546
総世帯数	34,748	36,051	37,565	39,389	39,865	40,882	42,581	44,382
1世帯当りの人員	4.59	4.25	4.00	3.89	3.83	3.69	3.51	3.32

表2 年齢階層別人口

(単位：人/%)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
総人口	159,562	153,173	150,348	153,330	152,636	150,840	149,509	147,546
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年少人口 0~14歳	45,033	36,860	33,311	32,278	30,940	28,024	25,132	22,446
	28.22	24.06	22.16	21.05	20.27	18.58	16.81	15.21
生産年齢人口 15~64歳	103,267	102,869	101,060	102,003	99,932	97,026	93,726	90,011
	64.72	67.16	67.22	66.53	65.47	64.32	62.69	61.01
老年人口 65歳以上	11,262	13,444	15,932	19,049	21,763	25,782	30,647	35,020
	7.06	8.78	10.60	12.42	14.26	17.09	20.50	23.73
年齢不詳	0	0	45	0	1	8	4	69
	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00	0.01	0.00	0.05

表3 産業(大分類)15歳以上就業者人口

(単位：人/%)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
就業者合計	76,390	78,531	74,427	77,506	77,078	77,706	77,581	74,997
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第一次産業	31,474	27,790	20,448	16,854	14,873	11,814	9,359	7,857
	41.20	35.39	27.47	21.75	19.30	15.20	12.06	10.48
第二次産業	14,888	17,174	19,818	23,075	24,822	27,834	28,041	26,700
	19.49	21.87	26.63	29.77	32.20	35.82	36.14	35.60
第三次産業	29,974	33,510	34,160	37,557	37,331	38,033	40,167	40,406
	39.24	42.67	45.90	48.46	48.43	48.94	51.77	53.88
分類不能	54	57	1	20	52	25	14	34
	0.07	0.07	0.00	0.03	0.07	0.03	0.02	0.05



# 主要指標の 見通し

## 1 人 口

### (1) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所では、南庄内の6つの市町村における人口は、平成12年の147,546人(国勢調査)から、平成27年には134,324人に減少すると推計しております。

こうした中、新市では、新しい産業振興施策等を積極的に展開し、第二次産業で約1,500人、第三次産業で約1,600人、合わせて約3,100人の新規雇用を創出し、これら新規就業者の家族等を含めて約4,500人の社会増を見込み、人口の減少傾向の緩和を図ります。

平成27年の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値にこうした社会増を加え、138,900人と見通します。

### (2) 年齢別人口

新市における年齢別人口は、平成27年には、以下のようにになると予測されま

す。年少人口については、新規産業の育成効果を得るものの、少子化の基調が続

き17,900人に減少し、構成比も12.9%に低下するものと見込まれます。生産年齢人口については、新規雇用の創出による社会増に努めるものの、81,200人に減少し、構成比は58.4%となります。

老年人口は、総人口の減少傾向の中で、逆に39,800人と増加します。構成比も28.7%に上昇し、人口構造の高齢化が一層進行するものと見通されます。

### (3) 就業人口

就業人口は、総人口の減少と就業率の低下に伴い、平成27年には、71,600人に減少すると見込まれます。

この内、第一次産業は、就業者数、構成比とも減少し、それぞれ5,000人、7.0%となるものと見込まれます。また、第二次産業においては24,400人と就業者数が減少するとともに、構成比も34.1%に低下するものと推計されます。更に、第三次産業については、就業者数は42,200人に増加し、構成比も大幅に伸び、58.9%になるものと見通されます。

## 2 世帯

世帯については、人口の減少を上回っての核家族化等が進行し、平成 27 年の普通世帯は 48,800 世帯に増加するものと見込まれます。なお、1 世帯当たり人員は 2.78 人と推計されます。

表1 将来の人口、世帯数などの見通し

(単位：人、世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成27年
総人口	149,509	147,546	138,900
年齢別人口			
年少人口 0～14歳	25,132 (16.8%)	22,446 (15.2%)	17,900 (12.9%)
生産年齢人口 15～64歳	93,726 (62.7%)	90,011 (61.1%)	81,200 (58.4%)
老年人口 65歳以上	30,647 (20.5%)	35,020 (23.7%)	39,800 (28.7%)
就業人口	77,581	74,997	71,600
第一次産業	9,359 (12.1%)	7,857 (10.5%)	5,000 (7.0%)
第二次産業	28,041 (36.1%)	26,700 (35.6%)	24,400 (34.1%)
第三次産業	40,167 (51.8%)	40,406 (53.9%)	42,200 (58.9%)
普通世帯数	41,936	43,702	48,800
1世帯当たり人員	3.50	3.31	2.78

注1 平成27年における総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値の134,324人に、新市における政策的社会増約4,500人を加えて推計した。

注2 平成7年及び12年の数値は全て国勢調査の確定値による。

注3 平成7年及び12年の年齢別人口に、年齢不詳分を加算していないため、総人口とは一致しない。

注4 平成27年の年齢別人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値に、政策的社会増分の内の就業者については生産年齢に加え、それ以外については年齢別人口比率等に基づき按分して推計した。

注5 平成7年及び12年の各産業別の就業人口には、分類不能の産業を加算していない。

注6 平成27年の就業人口は、政策的社会増分等を加味しながら、回帰式を適用し推計した。

注7 普通世帯とは、一般世帯から单身寮・下宿等の単身世帯を除いた世帯で、平成27年の普通世帯数は、回帰式等を適用し推計した。

注8 一世帯あたりの人員は、普通世帯人員を普通世帯数で除した人数であるため、総人口とは一致しない。

# 新市建設の 基本方針

## 1 新市の基本理念

南庄内の6つの市町村は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは全国でも有数な稲作地帯を培ってきた農山漁村として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、地域の暮らしを豊かに導きつつ、今日まで発展してきました。

そして、新時代を迎えた今、6市町村では、それぞれの地域の歴史、文化、自然などの特性を生かした施策の展開を通じて、更なる飛躍を期そうとしており、こうした取り組みは、地域の経済成長の低下、少子高齢化など、南庄内を巡る目下の重要な課題にも、真摯に応えようとしているものです。また、その実現については、地域住民の高い期待が寄せられております。

このため、まず、新市においては、こうした各市町村の取り組みを継承し、新しい枠組の中で新市の施策として再編しつつ、一層強力に推進していくこととし、新市建設の基本理念は、それぞれに新時代に対応しようとする6市町村の主要な施策を踏まえながら、新市として明るい展望を描いていくことを念頭に、

### **出羽庄内に多様性が生き 新しい時代のいのち輝く 希望のまち**

と定めます。

これは、新市建設にあたって、6つの市町村がそれぞれの地域特性を一斉にしかも高度に発揮しながら、新しい時代に相応しいまちづくりを進めるために、新市市民とともに明るく元気に希望をもって取り組もうとする姿勢を表現したものです。

新市の将来像や基本目標を達成するために、常にこの基本理念をこころがけ、基本的人権が尊重され、真に人間らしい生活ができる魅力あふれる地域を築いていきたいと考えます。

## 2 新市の将来像

新市の基本理念を、これからの時代の要請に応えながら具体化していくために、以下に掲げる将来像を新市全体で共有したいと考えます。新市の建設を取り巻く状況には、社会経済の構造的変化や人口減少など、大変厳しいものがありますが、市民とともに、自助と自立の精神に基づく地方分権や行財政改革を果敢に行い、将来像の実現に向け勇気をもって鋭意取り組みます。

### (1) 学習社会先進都市の形成

ここにしかない価値を再創造しながら、これからの時代に求められる発展の基礎を築くため、市民生活の様々な局面で役立つ新しい地域づくりの総合的な方法として、市民の学びを振興します。教育を尊ぶ南庄内の伝統を未来に向かって新たに生かし、娯楽やスポーツなど、身近で取り組みやすいものから、歴史や哲学など、人類の叡智や世界の真理を求めるようなものまで、あらゆる分野の中から自ら学ぶべき事柄を発見し、追究する学習社会先進都市の形成を目指します。

### (2) 文化と自然の創造交流都市の形成

変転の著しい時代の中で、新市の素晴らしい歴史や文学の資料を次代に伝えるための研究基盤を整備するとともに、伝統芸能、生活文化の伝承、芸術文化活動の振興に努め、地域の価値を再発見しながら国内外に発信します。また、中山間地域や海を主なフィールドに、貴重な森などの環境を保全しつつ、文化や動物との共生に焦点をあてた森林交流プログラムの開発、農山漁村地域の自然をテーマにした遊びと学びの場の整備を行い、それぞれ地域住民と協働して、新しく自然資源を活用するなど、文化と自然の創造交流都市の形成を目指します。

### (3) 先端研究産業都市の形成

新時代における地域の自立を導くために、これまで以上に地元商工業の高度化と企業の誘致に努め、若年層の定住化を図るとともに、先端的な教育と研究開発を促進し、バイオ分野を中心にした産学公民の連携による北部サイエンス

パーク構想<sup>注</sup>の推進など、新市内の高等教育機関の集積を戦略的に生かす先端研究産業都市の形成を目指します。

#### (4) 豊かな食の農林水産都市の形成

南庄内は我が国を代表する食料生産基地であり、今後とも、日本国民の食生活に貢献していくため、一層、海、山、平野の恵まれた地域の特性を生かし、消費者に信頼される安全で美味しい食べ物づくりを推進するとともに、これまでの歴史の中で培われてきた風格ある農山漁村を維持、発展させるため、平野部、中山間部、海岸部における総合的な地域づくりを進め、それぞれの多面的な機能を高度に発揮させながら、豊かな食の農林水産都市の形成を目指します。

#### (5) 健康づくり先進都市の形成

市民の健康の一層の増進を図るため、地域、医療、福祉とのネットワーク化を進めます。

また、科学的な保健指導システムのもとで、健康づくりサポーターの育成、スポーツ団体や住民自治組織との連携に努め、健康づくりへの市民の主体的な参加を促進するとともに、保健と福祉を総合する拠点施設を整備し、健康づくり先進都市の形成を目指します。

#### (6) 日本海国土軸交流拠点都市の形成

日本海沿岸東北自動車道と羽越新幹線の整備を促進し、出羽三山や温泉などの地域資源を生かしながら、南庄内ならではの観光の振興をはじめ、多様な交流の拡大を図り、庄内地域はもとより、日本海沿岸地域において重要な役割を果たす日本海国土軸交流拠点都市の形成を目指します。

注 北部サイエンスパーク構想とは、鶴岡市街地の北部に研究開発型の企業・試験研究機関・業務機能等の集積を図る構想で、庄内地方拠点都市地域基本計画にも位置づけられている。



### 3 新市の基本目標

#### (1) 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

南庄内に残された日本の原風景を大切に継承しつつ、新しい時代に相応しい基盤づくりを進め、地域の均衡ある発展を図るとともに、庄内地域の中核拠点都市としての役割を果たします。

このため、新市の美しい自然や景観が一層生きてくる土地利用を図りながら、道路、上下水道、公園など、市民の快適な生活を支える社会資本の整備を推進します。また、高速交通基盤、情報通信基盤についても、地域内外における格差の是正に努めます。

#### (2) 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり

致道館教育など6市町村が培ってきた学びの伝統を、新市まちづくりの中心課題として発展的に継承し、次代を担う人材の育成と今後の知識社会への対応を図ります。

このため、学校教育の環境を整備し、地域との連携を強めながら、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。また、山形大学農学部、東北公益医科大学・大学院、慶應義塾大学先端生命科学研究所、鶴岡工業高等専門学校での研究活動を支援します。

#### (3) 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

新市の貴重で多様な文化や自然を、地域特性として一層価値あるものに高めて継承し、これらを創造的に活用して、特に若い世代の交流拡大を図ります。

このため、市民の地域に根ざした文化的活動を一層助長するとともに、地域の価値ある資源の発掘保全と調査研究を促進しながら、その成果を発信し、新市全体をキャンパスに楽しい学びの交流を行い、若者が夢と誇りを持てる地域づくりを進めます。加えて、地域の国際化を一層促進しながら、国際的にも存在感のあるまちづくりを推進します。

#### ( 4 ) 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

新市内の高度な知的基盤を核に最先端の研究開発型企業の誘致・育成を推進するほか、地域の自然、文化などを高度に生かした産業の創出に努めます。

このため、農林水産業では地域の伝統や文化を包含した南庄内らしい新しいビジョンのもと、新市の基幹産業としての発展方策を展開します。工業、商業、観光においても、文化性の高い製品、サービスを重視し、地産地消はじめ産業間の連携を促進しながら、企業活動の高度化に対応した環境整備に努めます。また、市民生活の新たな担い手としてコミュニティビジネス<sup>注</sup>の育成を図ります。

#### ( 5 ) お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

少子高齢化と人口減少が進み地域社会の存続が危惧されている現状を踏まえながら、なお生き生きとした生活を築いていくために、新しい時代に対応した地域コミュニティづくりを進めます。

このため、地域の成り立ちを十分に尊重して、活動基盤整備を行うとともに、それぞれの地域の実情に応じ、地域の住民の生活を地域の住民が支える、新しいシステムづくりや活動の担い手の育成を推進します。

#### ( 6 ) 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

市民一人一人が安心して新市で一生を送れるように、ゆるぎない目標を掲げ、着実に実践します。

このため、健康と福祉、子育てについての総合的な機能を併せ持つ拠点施設を建設する他、高齢者、障害者、保育のための所要の施設を整備します。一方、行政の専門性を高めつつ、各種福祉サービスの提供システムを、地域の住民の福祉を地域の住民の手で支えうるよう、再構築します。

また、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

#### ( 7 ) 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

市民の掛け替えのない生命、財産を災害から守り、恵まれた自然環境の中で生活を維持していくために、行政と市民が協働し、最善の努力を尽くします。

このため、新市の総合的な防災計画の策定、防災の情報システム整備、消防救急体制の拡充を図るとともに、自主防災組織との連携強化を促進します。一方、地域の大切な子どもや高齢者を犯罪から守り、明るく健全な社会を維持していくため、地域ぐるみでの防犯体制を一層強化します。

また、新市における環境基本計画を策定し、自然との共生に努める他、リサイクルシステムの確立などを通じて、資源循環型社会の実現を目指します。一方、市民参加による環境保全活動を促進するため、環境学習の機会を拡充します。

#### ( 8 ) 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

市民一人一人が楽しく明るい生活を送ることのできる生きがいある地域社会の実現に向けて、学習とスポーツ・レクリエーションの振興が求められています。

このため、新しい時代に即した学習施設の建設や運動施設の更新など、所要の基盤整備を行うとともに、一層多くの市民が学習・スポーツ活動に参加できるよう、多様で体系的な学習機会の開設と総合型地域スポーツクラブの創設を図ります。

注 コミュニティビジネスとは、地域の課題(介護、福祉、教育、清掃など)解決や活性化に向けて、地域住民が小規模な事業として取り組み、解決していくこと。

## 4 行財政システムの再構築

基本目標の達成のため、市民各位と協働し、行財政システムの再構築を断行するとともに、今後、急速な進展が見込まれる地方分権について、新市でのしっかりした受け皿づくりを進めます。

### (1) 行財政改革の推進

新市の行政執行システムは、市民が利用しやすく、かつ、多岐にわたる行政課題に迅速、的確に対応できる組織とし、既存庁舎の有効活用を進めながら再編するほか、その内容においては、市民ニーズの高度化や地方分権化に対応し、職員の専門性を高めるなど、行政サービスの質的向上を図ります。

また、行政組織の効率化による経費節減が強く求められていることから、職員定員適正化計画を策定しつつ、事務改善に努め、民間活力の導入が望ましい業務について外部委託し、行政コストの計画的な削減を進めます。

本所・支所の関係については、地域住民に密着した行政サービス提供を図ることを基本にしながら、それぞれの地域の特性が一層生かせるような役割分担を念頭に、適切な方式を導入します。

このため、本所は、市域全体の管理部門、施策の立案・総合調整機能を担う部門、議会、行政委員会の基幹部門、各分野の統括的業務を所管し、支所は、直接市民サービスを行う窓口的部門、財産管理・出納などの基本的業務部門、まちづくりや地域づくりに取り組む部門、地域の重点施策を担う部門などを所管するものとします。合併後の各段階での本所、支所それぞれの市民ニーズへの対応の状況に合わせて、機能や権限を見直すなどの配慮を加えながら、統合電算システムの整備等を含め、効率的な執行体制を構築します。

一方、財政運営については、合併を機に、新しい時代の行政サービスのあり方、行政が担うべき役割、受益と負担のあり方など見直しを行い、民間委託の推進やPFI<sup>注1</sup>の導入を図るほか、個々の事業の効果や施策の成果を客観的かつ公正に評価するなど、健全な財政基盤づくりを進めます。

### (2) 市民との協働

行政区域の拡大、再編に対応し、個々の地域の市民の意見をくみ上げながら

市政展開を図る必要があることから、広報広聴機能の充実と市民の意向を適切に行政に反映させる仕組みづくりを進めます。特に、今後の地域づくりの方策については、各地域住民の意向が施策に結実されるよう、課題の整理や意見の集約を行う協議の場を設定します。

また、多様化、高度化している市民ニーズに応えるためには、サービス供給主体としての民間の役割が高まるものと思われることから、民間と行政の協働を促進する環境づくりに努め、NPO 法人<sup>注2</sup>やボランティア団体などの育成、支援を強化します。

地方分権時代は「市民が主役、地域が主体」との認識の下、行政と市民との関係の再構築を目指し、市民の自立した自治活動が実践されるよう環境づくりを行うとともに、自己決定・自己責任の気運の醸成に努めます。

### (3) 新しい施策の構築と推進

この度の合併は、社会経済の根本的で後戻りできない構造的な変化の中で行われます。この構造的な変化は、地域の存立基盤に関わる様々な困難を招く場合もあるものと予想されますが、新市は、こうした困難に、合併のメリットを最大限に発揮して立ち向かいます。

幸い、南庄内には多様で特色ある地域資源があります。どのような構造的変化なのか、常に実態を調査し、研究を深めつつ、こうした恵まれた資源を積極的に活用して、新市としての明るく希望の持てる施策を構築しながら、市民とともに強力に推進したいと考えます。

注1 PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

注2 NPO 法人とは、企業のように営利の追求や配分を目的とせず、ボランティア活動をはじめとする住民が行う自由な社会的・公益的サービスを供給する団体で、法人格が与えられている。

## 5 土地利用の方針

新市の行政区域は、東西約 43 km、南北約 56 kmにおよび、総面積は 1311.49 k m<sup>2</sup>です。平成 13 年の利用区分別土地利用の現況は、農用地が 188.14 k m<sup>2</sup>で約 14%、森林が 958.72 k m<sup>2</sup>で約 73%、宅地が 34.17 k m<sup>2</sup>で約 3%、その他が 130.46 k m<sup>2</sup>で約 10%となっています。

新市の市土は、市民のための限られた資源であるとともに、生活や産業など諸活動の共通の基盤です。このため、新市の土地利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、新市の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と新市の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う必要があります。

新市の地域類型別の土地利用の基本方向は、次の通りとします。

市街地については、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、既成市街地の土地の有効活用に留意し、コンパクトな市街地の形成に努めます。

市街地の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、自然的土地条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市づくりを進めます。

また、緑地や水辺空間の確保、地域の成り立ちや特性を踏まえた都市基盤や街並みの整備等により、身近な自然と良好な景観の保全・創出を図るとともに、快適な生活環境の整備を図ります。

農山漁村については、地域ごとの特性と農地や森林、沿岸域の持つ多面的役割を踏まえ、生産活動の振興と市土資源の適切な維持管理を図るとともに、これと調和した快適な生活環境の整備に努めます。

農山漁村の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保に努めるとともに、自然的土地条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、災害危険地域の解消等により、災害に強い地域づくりを進めます。

また、農山漁村景観の保全・創造を図りつつ、都市との交流を促進するとともに、多様なニーズに対応した農林漁業の展開、地場産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等総合的に就業機会を確保しながら、健

全で活力ある地域社会の構築を進めます。

高い価値を有する原生的な自然地域や野生動植物の重要な生息・生育地、優れた自然景観地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正に保全することを基本とし、併せて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図ります。





# 新市の施策

## 1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

### (1) 適正な土地利用の推進と都市環境の整備

新市では、南庄内に残された日本の原風景を大切に継承しつつ、新しい時代に相応しい基盤づくりを進め、地域の均衡ある発展を図るとともに、庄内地域の中核拠点都市としての役割を果たします。

このため、人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成や、生産活動と自然環境が調和した快適で美しい活力のある農山漁村の創造に向け、特色ある良好な景観にも配慮した土地利用を推進します。

農山漁村においては、これまでの特色ある振興策を継承発展させながら、平野部・中山間部・沿岸部等の多様な地域の実情を踏まえ、振興山村の指定など地域指定制度などを活用し、生活・生産・遊びのフィールドとして先人が守り育んできた自然を保全しながら整備を進めます。

新市の中心市街地は、国の官公庁施設など分散した都市機能を再集積するとともに、文化的な諸機能の導入や新たな居住機能の誘導などにより、求心力と活力を高めます。

駅前地区は、交通結節点としての立地特性を生かし、公共施設の配置も含め、米倉庫群などの地域資源や地域特性、知的活力を生かした新時代にふさわしい地区として整備を進めます。

#### < 主な事業 >

##### 新市土地利用の計画策定

- ・ 国土利用計画の策定
- ・ 都市計画マスタープランの策定
- ・ 農業振興地域整備計画の策定 など

##### 景観形成の推進

- ・ 景観条例の制定

##### 地域振興計画の推進

- ・ 山村振興計画
- ・ 過疎地域自立促進計画

- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備計画
  - ・ 沿岸域の総合利活用の推進 など
- 庄内地方拠点都市地域基本計画の推進  
 中心市街地の活性化  
 駅前周辺地区の整備 等

## (2) 交通ネットワークの整備

産業や文化など国内外と様々なレベルで交流を活発化し、地域の振興発展を支える重要な社会資本として、空港、高速道路、新幹線など高速交通基盤の整備充実に努めます。併せて、日本海国土軸の形成に向け、新潟・秋田との地域間連携を一層推進します。

地域の特性やニーズに対応した都市機能充実を図るため都市計画街路整備促進をはじめとした国・県・市道などの整備を着実に推進し、また国道間の連絡を密にすることなどにより高速交通へのアクセスの充実など域内外の円滑な交通ネットワークを形成します。

また、路線バス事業者の事業展開を基調としつつ、需要の拡大や代替手段の確保なども考慮しながら市民の利便性の向上を図るとともに、高齢者や障害者などの生活交通を確保し、一体的な生活圏の形成に努めます。

### < 主な事業 >

- 庄内空港の運航拡充及び施設の整備促進
- 日本海沿岸東北自動車道及び東北横断自動車道酒田線の整備促進
- 羽越本線の高速化の促進
- 国道・県道の整備促進
- 都市計画街路の整備
- 市道の整備
- ・ 道路改良、舗装新設、橋梁整備等
- 路線バスの維持など生活交通の確保 等

### ( 3 ) 生活環境基盤の整備

都市的・自然的な環境や土地利用の動向を踏まえて緑の基本計画を策定し、公園緑地の整備や自然系緑地の保全・活用に努めます。

河川改修や砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設などの整備を進め、災害のない安全な市民生活を確保します。

住宅については、民間の活力やノウハウを最大限に活用することを基本に、既存公営住宅のストックの維持・改良に努め、多様なニーズに対応した供給の促進に努めます。また、将来の宅地需要の見通しや地域の特性を踏まえ、環境の整った良好な住宅地の供給や利用の促進、開発行為の誘導を図ります。

生活排水処理のため、施設未整備地区については、地区の実情に則して、下水道、集落排水、浄化槽など最も効率的な事業手法により整備を促進します。

広域水道からの円滑な受水と独自水源による水道用水の確保を図るとともに、老朽施設等の年次的な整備により、安全で良質な水を安定的に供給します。

農山漁村の生活環境を向上するため、集落内の道路や広場、生活排水処理などの生活基盤の整備に努めます。

雪国の快適な環境を創出するため、克雪・利雪・親雪に努めます。

#### < 主な事業 >

緑の基本計画の策定

公園緑地の整備

・総合公園、運動公園、近隣公園、街区公園、特殊公園等

治山、治水事業の促進

住宅マスタープラン等の策定

良好な住宅地・公営住宅の整備

・土地区画整理事業

・公営住宅整備事業

克雪対策事業の推進

下水道構想エリアマップの策定

下水道事業

水道事業計画の策定

水道施設の整備

農山漁村の生活環境の整備

- ・集落排水事業、浄化槽事業
- ・農村（振興）総合整備事業

等

#### （４）情報基盤の整備

情報通信技術の革新により、民間事業者による高度な情報通信サービスの提供において、市街地や平野部と山間部との地域間格差が拡大しています。新市域ではこのような情報通信の格差を是正し、誰でもどこでも可能な限り情報通信技術の恩恵を享受できるよう、関係機関と連携し携帯電話不感地域の解消や高速大容量インターネットの普及等に向けた情報通信基盤の整備と情報ネットワークの構築を推進します。

また、既存のケーブルテレビについては、地上テレビジョン放送のデジタル化等に対応し、設備等の拡充整備を行います。

市民や企業等の情報通信技術利用の普及と高度化を図り、情報交流を促進し、市民活動や産業活動等の活性化を支援し、日本海国土軸の情報交流拠点を整備します。

#### <主な事業>

新市情報化計画の策定

地域情報化の推進

移動体通信不感地帯の解消

テレビ難視聴対策の推進

ケーブルテレビ施設の拡充整備

等

## 2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり

### (1) 学校教育の充実

核家族化や少子化の進行など、子どもたちをめぐる環境の変化を踏まえて、学校教育機能を充実し、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

公立幼稚園については、保育行政などとの連携を深め、運営方法を検討しながら、就学前の幼児の健全な育成を図り、豊かな感性と情操を育む幼児教育の充実を進めます。

小・中学校においては、家庭や地域との連携を密にしながら、地域に信頼される、地域に根ざした特色ある学校づくりを行い、確かな学力の向上と、より豊かな人間性を育む質の高い教育の推進を図ります。また、スクールカウンセラー・教育相談員等の相談体制を整備し、児童・生徒一人一人の心のケアを行うとともに、子どもたちの社会性を育てます。さらに、これらの取組みを一層効果的なものにするため、教職員の研修を充実し、資質の向上に努めます。

児童・生徒の通学については、地域の実情や地形などに配慮しながら、安全で効率的な手段の確保に努めます。

学校の施設や設備については、児童・生徒の良質な学習環境を維持するため、老朽度、危険度に応じて順次整備・充実を図ります。

学校給食については、学校給食を通じて食教育の充実を図るため、地産地消を推進しながら安全で地域の特性を生かした完全給食の実施に努めます。

#### < 主な事業 >

感性を育む幼児教育の充実

地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

教職員研修と教育相談体制の充実

学校施設の整備充実

センター方式、自校炊飯方式による学校給食の充実

スクールバスの運行充実 等

## (2) 高等教育・研究機能の拡充

地域の知識や技術を高め、自らの内発的発展を支える知的社会資本を充実するため、山形大学農学部及び鶴岡工業高等専門学校<sup>1</sup>の教育研究環境の強化に協力するとともに、慶應義塾大学先端生命科学研究so及b東北公益文科大学・大学院を支援し、これら高等教育研究機関を新世紀における地域振興の中核的拠点として戦略的に活用します。

この中で、バイオ分野を中心とした産業の創出や高度化に資するため、起業化支援施設整備を中心とした北部サイエンスパーク構想を推進し、高等教育研究機関を核とする産学公民の連携・協働を促進します。

さらには、構造改革特別区域制度<sup>注1</sup>を活用し、先端的なバイオの研究拠点、産学官連携によるバイオ産業の振興、市民の学習交流の推進をそれぞれ図り、バイオキャンパス特区構想<sup>注2</sup>を推進します。

注1 構造改革特別区域制度とは、教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的とした国の制度。各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定する。

注2 バイオキャンパス特区構想とは、構造改革特別区域制度に基づき、バイオに関する研究・産業・学習交流の三つを柱に、地域の活性化を図ろうとする構想。外国人研究者の滞留期間延長による先端的バイオ研究拠点の形成、山大農学部施設の民間利用による産学連携の促進、民間法人の市民農園開設による学習交流の推進を図る。

### < 主な事業 >

山形大学農学部及び鶴岡工業高等専門学校の拡充整備

慶應義塾大学先端生命科学研究so及b東北公益文科大学・大学院への支援

産学連携基盤施設の整備

等

### 3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

#### (1) 地域文化の振興

地域の豊かな自然環境と人々の暮らしの中で培われてきた文化財、能や歌舞伎、獅子踊り等の民俗芸能、まつりや伝統行事、生活文化などを保存継承するとともに、城下町としての町並みや各地域に残る歴史的たたずまいなどを保全活用します。

また、地域固有の歴史・文化等の資源に親しみ、学習や研究活動を促進する拠点づくりを進めるとともに、市民により幅広く高度な創作活動が展開されてきた伝統を生かしながら芸術文化活動を一層振興するための基盤を整えます。

これらの豊かな文化資源の集積を土台にして、市民の文化・芸術活動を更に高度な活動に発展させることにより、市民の豊かな感性を磨き、新たな文化を創造していきます。

#### <主な事業>

文化財、伝統芸能などの保存伝承

歴史的建造物等の保存と活用

文化活動の中核施設等の整備

郷土資料・文化研究基盤の整備

等

#### (2) 自然環境の保全と活用

新市が有する豊かな自然環境を後世に継承するとともに、人々のやすらぎと憩いや学習のフィールドとして地域内外の人々の交流の拡大を目指し、これらの資源の新たな価値を見出し、かつ創造的に活用します。このため自然・農業体験や学習等、農山漁村でのグリーンツーリズムによる都市と農村住民との交流、あるいは滞在型の研究や創作活動、健康づくりなどを行う魅力ある拠点等の整備やソフトプログラムの開発を推進します。

また、森林、河川・湖沼、海岸などの美しい景観や豊かな自然等が持つ地域資源としての価値、森林や農地などの多面的機能を保全するために、森林や農



地の適正な維持管理や海岸・河川における護岸整備等の保全対策を進めます。さらに、自然環境の美化活動や愛護活動を促進するとともに、ボランティア・学習活動などを通じた参加・交流型の自然環境の保全活動を推進します。

朝日連峰・出羽三山、庄内平野については、多雪による独特な植生を持つ貴重な自然資源として、また、人々と自然環境が織りなす文化的遺産として、世界遺産の登録に向けた取り組みなどにより、その価値を発信し保全に努めます。

#### < 主な事業 >

自然環境の保全活動の推進

森林資源や海洋資源を活用した地域振興プロジェクトの推進

自然学習交流施設の整備事業 等

### ( 3 ) 国際交流の推進

国際化社会の進展に対応した国際的視野を持った人材の育成と市民の国際理解を深めるため、姉妹都市等との都市交流により、文化・学術・スポーツ・産業など多岐にわたる市民相互の交流を図るとともに、交流事業や語学研修などの外国文化に触れる多様な機会の創出や市民の自主的な国際交流活動による草の根の国際交流を推進します。

また、国際化社会の進展に伴い外国人生活者や来訪者等が増加している状況に適切に対応するため、市内在住の外国人に対して、日常生活に必要な情報提供などの支援や地域住民との交流の機会を提供し、快適な生活が送れるよう努めます。また、ビジネスや学会又は観光に訪れる外国人のため、外国語表記による案内表示などインフォメーション機能の充実や通訳ボランティアの育成などを進め、国際都市としての基盤整備を進めます。

#### < 主な事業 >

姉妹都市、友好都市等との交流

草の根の国際交流の推進

国際都市としての基盤整備 等

## 4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

### (1) 農林水産業の振興

農業の振興については、地域農業を支える強固な生産体制を確立するため、各地域の実情に応じた集团的営農体制の整備と担い手への農地利用集積を促進します。

地域の農業生産の基幹である水田農業は、農業者・農業者団体が中心となる推進体制の整備や水田畑地化への取り組みを促進するなどして生産調整に対応しながら需要に即した良質米の生産を推進します。

また、力強い自立的な農業経営を確立するため、だだちゃ豆・温海かぶ、アスパラなど地域特性に適合した畑作、野菜、果樹、花卉、畜産などによる収益性の高い複合経営や特産品開発、農産加工、地産地消、直接販売などへの取り組みによる経営多角化と高付加価値化を促進するとともに、農業者・農業者団体等と山形大学農学部・県試験場など試験研究機関や企業との連携を強化し、新たな生産・加工・販売戦略に結びつく研究開発を推進します。

さらに、有機栽培・減農薬栽培の推進と農産物認証制度の充実や農業廃棄物の適正処理など環境保全型農業の普及を図るとともに、安全・安心農畜産物の供給や地産地消、食農教育などを通じて市民・消費者の農業に対する理解と信頼を高めます。

中山間地域の農業については、地域の特性を生かした農業の振興を図り、集落機能の維持と耕作放棄の防止並びに農地の多面的機能を保全するために、集落営農等の強化により担い手の確保を図るとともに、特産品の開発などの地場産業を育成し、中山間地域の活性化を推進します。

林業については、意欲的な林業経営体への森林施業の集約や森林組合の組織強化を図ります。また、間伐、除伐等により森林整備を促進するとともに、木材生産者から利用者までのネットワークづくりを行い、身近な地域材の利用拡大を図ることにより、循環型社会の構築を推進します。加えて、菌茸類や果実及び山菜など地域の特性に応じた特産林産物の生産を拡大するとともに、加工品の開発による高付加価値化を図ります。

水産業については、計画的な漁獲による水産資源の適正な保全管理に努める

とともに、アワビ、ヒラメなど魚介類の栽培漁業化に取り組み、つくり育てる漁業を推進します。また、漁業の担い手の育成に努めるほか、特産品の開発や遊漁・海洋レジャーなどの体験型観光漁業の定着を図るなど新たな事業展開により漁村地域の活性化を図ります。内水面漁業については、魚種の維持・保全に努めるほか、アユなどの資源の利活用策を展開します。

農林水産業の効率的で効果的な生産活動を支えるため、農林畜産物の生産流通・加工施設や広域農道及び基幹的水利施設、林道作業道、漁港や魚礁といった基本的な生産基盤の整備に努めます。また、農林漁業後継者の育成・確保や新規参入者の受け入れ等に努めるとともに、農業協同組合・森林組合・漁業協同組合等の連携を高め、農林水産業の一層の振興を図ります。

#### < 主な事業 >

##### 集団的営農体制の整備と担い手の育成

- ・ 地域営農推進事業による集団的営農体制の確立
- ・ 農地の利用集積と団地化の促進による高生産性農業の確立
- ・ 法人化の推進による経営基盤の強化と後継者の確保

##### 中山間地域の特性を生かした農業の育成

- ・ 特定農山村総合支援事業による特産品の開発と販路拡大

##### 水田農業の再編

- ・ 市場重視・消費者重視の売れる米づくりの推進
- ・ 生産体制の整備、直播栽培の普及等による低コスト稲作の推進
- ・ 地域特性を活かした土地利用型作物の導入と生産性・品質の向上

##### 複合経営の推進と生産・流通体制の確立

- ・ 畑作、野菜、果樹、花卉、畜産等収益性の高い地域特産物の振興
- ・ 観光との連携等による広域販売戦略及び地産地消による地元消費の拡大
- ・ 生産流通、加工施設の整備

##### 試験研究機関や企業との連携による新分野の開拓

- ・ 山形大学農学部、県試験場、企業等との連携強化による新技術の開発や加工品開発の推進
- ・ 新分野に取り組む起業者への支援

## 環境保全型農業の推進

- ・有機、特別栽培、エコファーマー制度への取り組み支援と堆肥等有機性資源の循環利用の促進

- ・廃プラスチック等環境負荷軽減対策の促進

- ・トレーサビリティなど安全・安心農畜産物の供給推進

林業後継者及び林業経営体の育成と森林組合の組織強化

地域木材の利用拡大と公共施設等への積極的活用

特用林産物の生産拡大と加工品開発の推進

森林保全のための病虫害や鳥獣等食害の被害防止対策の推進

水産資源の適正な保全管理と栽培漁業の推進

漁業担い手の育成

水産特産品の開発や体験型観光漁業の展開

内水面漁業の振興

広域及び一般農道の整備

基幹的水利施設の保全及び更新等農業生産基盤の整備

林道・作業道など林業生産基盤の整備

漁港の改修・魚礁の設置など水産基盤の整備

等

## (2) 商工業の振興

工業の振興については、地域経済を巡る環境や企業戦略の変化に対応した競争力のある企業の集積を促進し、多様で足腰の強い産業構造への転換を図ります。

このため、情報通信、精密加工関連産業など成長産業の誘致に努めるとともに、地元企業については、労働集約型から高い技術力や高付加価値製品の開発能力を持つ企画開発型企业への移行を促進します。

また、シルクやしな織をはじめとする伝統産業や食品加工業などについては、これまで培われてきた独自の技術や地域資源を高度に生かし、多様化する消費者ニーズに対応した付加価値の高い産業として振興します。

さらに、慶應義塾大学先端生命科学研究所などにおける国際的な研究成果を

もとに事業化するなど、バイオ関連企業を中心とした先端産業の集積を図ります。

これらの取り組みを推進するため、産学連携システム、起業化支援施設の整備など創業支援、人材の育成及び企業間・異業種間交流など意欲的な企業活動を支援する機能を拡充します。

商業の振興については、消費者ニーズの変化に対応した魅力的な個店を育成するとともに、地域で培われた商文化や卓越した技能などを継承しつつ、新たな文化を創造しうる場として特色ある商店街づくり、観光振興を強く意識した魅力ある商店街づくりを推進します。

また、市民生活や企業活動を支援するサービス産業を充実させるとともに、市民が主体となって地域の課題解決や活性化を担うことが期待されるコミュニティビジネスの創出と育成を図ります。

雇用対策については、新規学卒者・求職者への就業支援、技術者等の養成や職業能力開発、新たなニーズに対応したビジネスの育成などを進め、産業構造・就業構造の変化に対応した人材の育成と就業機会の創出を図ります。

#### < 主な事業 >

独自の技術・付加価値の高い製品等を持つ企画開発型企業に向けた取り組みへの支援拡充

農林水産物等の地域資源を活用した製品・技術開発の推進

バイオテクノロジー、情報通信、精密加工等先端産業の誘致推進

産学連携、人材育成、起業化等に資する機能拡充

消費者ニーズの変化等に対応した魅力ある店づくりや、商店街の活性化・高付加価値化に向けた取り組みへの支援拡充

企業活動・市民生活を支援するサービス機能やコミュニティビジネスの育成

企業の自立的な事業展開を促進する人材育成への支援拡充

就業構造の変化に対応した知識・能力形成への支援拡充 等

### (3) 観光の振興

観光の振興については、高速交通網を活用し、観光情報の発信に努めながら、多様な観光資源を連携させた広域観光ルートづくりを進めるなど積極的な観光誘客を推進します。

このため、観光ニーズやスタイルの変化に対応し、自然や歴史、文化、文学、食、「いやし」などの多様な地域資源を組み合わせた旅行テーマの設定や観光客を受け入れる「もてなしの心」の浸透などを通じて観光地としての魅力を高めていきます。

また、豊かな自然環境や農山漁村の文化など都市にはない地域資源に恵まれている特性を生かし、自然や農山漁村での生活体験などを楽しむグリーンツーリズム、フルーツ等を生かした観光果樹、米やただち豆、野菜等の農産物や海・川での漁や魚とりなど収穫体験、あるいはスキーやマリンスポーツ、バンジージャンプをはじめとするアウトドアレジャーなど、余暇空間としての魅力を活用した体験型観光を推進します。

温泉観光地については、地域の観光協会と連携し誘客促進策を推進するとともに、景観やまちの賑わいづくりに配慮した温泉街の魅力を高める施設の整備や朝市の実施などの取り組みを支援し、風情や情緒を心から実感できる観光地づくりを促進します。

世界に誇る歴史文化資源である出羽三山地区については、世界遺産の登録の可能性を追究しつつ、独特の文化や歴史的価値を広く発信するとともに、地域における観光誘客や国際観光振興の中核として観光機能の充実を図っていきます。

特色ある地場産品等については、地域の観光資源として活用するとともに、首都圏等のふるさと会をパイプ役とするなど大都市圏のニーズを捉え販路開拓を推進します。

#### < 主な事業 >

##### 広域観光ルートの整備

- ・二次交通バス、テーマバス等の運行

##### 地域資源を活用した観光誘客の展開

- ・ 鶴岡市観光連盟と各地区観光協会組織の連携
  - ・ 伝統的なまつりや文化等の振興
  - 体験型観光、グリーンツーリズムの推進
  - 観光施設等の整備
  - 温泉地の魅力を高める施設整備とソフトの構築
  - 出羽三山の国際観光地としての取り組みの推進
  - 地場産品の販路開拓の推進
- 等

## 5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

### (1) 良好なコミュニティの形成

少子高齢化に伴う人口の減少や高齢者世帯の増加により、地域コミュニティ機能の低下が懸念されていることから、住民一人一人が温かく支えあう地域コミュニティを維持・発展させるため、住民が日常かつ主体的にコミュニティ活動を行うことができる環境づくりを積極的に推進します。このため、活動の母体となる住民自治組織については、その成り立ちや地域特性及び住民の意思を尊重しつつ、地域課題や住民ニーズに的確に対応できる自治組織となるよう重点的に支援するとともに、拠点となる施設については、コミュニティの活動が積極的に展開できるよう、地域の状況等を踏まえて、望ましい整備を図ります。

また、安全で安心できる日常生活を支えるため、集落・地区単位等の自主防災組織の育成強化を図ります。

#### < 主な事業 >

- コミュニティ活動の促進
  - 住民自治組織の育成支援
  - 地域コミュニティ施設等の整備充実
  - 自主防災組織の育成強化
- 等

## 6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

### (1) 総合的な健康づくりの推進と地域医療の充実

健康で明るく活力に満ちた社会を目指して、健康増進法の基本理念と既に取り組んでいる具体的行動計画を統合して策定する新市の健康増進計画に基づき、今日的な健康課題となっている生活習慣病予防事業を、保健・医療・福祉・運動・栄養等の関係機関の連携により重点的に推進し、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。併せて、従来から実施している人間ドックを含めた健康診査事業の一層の充実を図り、病気の早期発見・早期治療を促進します。

これからの健康づくり事業は、個人の健康状態に即した取り組みが求められることから、医師会をはじめ大学や研究機関と連携し、医科学的な保健指導システムを整備し、健康づくりサポーター等住民によるボランティア活動組織を育成し、総合的な健康づくり事業を推進します。

そして、住民誰もがより身近な場所で健康づくりについて相談したり、取り組めるように、健康づくりの中核的拠点施設を整備し、各地域とのネットワーク体制を構築します。

地域医療については、各医療機関と地区医師会、歯科医師会など関係機関との連携を強化し、機能の分担や施設・設備の共同利用などを推進し、適切な医療サービスを効果的かつ効率的に提供できる地域医療体制の整備と充実を図るとともに、荘内病院は地域の基幹病院として、高度・良質な医療と心のこもった患者サービスを提供しつつ地域医療水準の向上を図っていきます。

#### < 主な事業 >

新市健康増進計画の策定

生活習慣改善事業の推進

健康づくり中核的拠点施設の整備

健康づくりサポーター等支援組織の育成

健康増進施設の整備

地域医療の充実

等



## ( 2 ) 地域福祉の充実

少子高齢化、価値観の多様化が進む地域社会において、各種福祉サービスに対する住民ニーズも多様化、高度化、複雑化してきています。

このような状況の中で、市民だれもが、住みなれた地域で自立した生活を送れる地域社会の創造を目指して、支えあい、共に生きる地域づくりのため、地域住民が等しく課題を共有する意識醸成を図りながら、行政のみならず、地域、社会福祉協議会、各種組織・団体、NPO、ボランティア等がネットワークをつくり、必要とするサービスを総合的に提供する地域システムを構築します。

また、おおむね中学校区単位を基本に、高齢者、障害者、児童などの総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を整備し、保健・福祉・医療が連携した、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めます。

### < 主な事業 >

新市地域福祉計画の策定

総合的な福祉支援機能の構築と拠点機能の整備 等

## ( 3 ) 高齢者福祉・障害者福祉の充実

高齢者が地域社会の中で積極的に役割を果たし、地域づくりの担い手として活躍できるよう、介護予防をはじめとした高齢者の健康づくりを進めるとともに、世代や地域を超えた交流が活発に行われる環境を整備します。

また、介護や支援が必要になっても住みなれた地域の中で安心して生活が営めるよう、在宅介護を基調としたサービス基盤の整備を進め、地域の在宅介護支援センターの機能強化を図るとともに、家族や地域による相互扶助活動と保健・福祉・医療のサービス提供機関が連携して高齢者を支える地域ケア体制を構築します。

障害者福祉については、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指し、障害者自身が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、暮らしを支えるサービスの充実やバリアフリーのまちづくりを進め、障害者スポーツや余暇

活動、社会参加活動を促進し、障害者の生活の質の向上を図ります。

また、障害者が生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を配置し、保健・福祉・医療が連携して、障害者のライフステージを通して一環して支援する地域生活支援体制を構築します。

< 主な事業 >

高齢者地域ケア体制の構築

介護予防の推進

老人福祉施設の整備

障害者福祉施設の整備 等

( 4 ) 子育て環境の充実と男女共同参画社会の推進

急速な少子高齢化や核家族化等に伴い、子どもや子育てを取巻く環境が大きく変化する中で、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、保育施設を適正配置し、さらには民間が有する高度で専門的な能力を積極的に活かしながら、保育を必要とする全ての子どもが適切な保育サービスを受けられる環境づくりを推進します。

その一方で、子育ての悩みや不安の解消や児童虐待の発生防止のため、情報の提供や相談機能の充実を図り、行政、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会、職場など社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進し、安心して子どもを産み育てることができる地域社会を構築します。

また、地域特性を踏まえた男女共同参画計画を策定し、男女互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる地域社会を目指します。

< 主な事業 >

次世代育成支援推進法に基づく新市行動計画の策定

多様なニーズに対応した保育サービスの提供

子育て支援推進

・子育てに関する情報提供や相談機能の充実

保育所等児童福祉施設の整備事業

男女共同参画計画の策定

等

## 7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

### (1) 防災、消防などの安全な地域づくり

市民、行政、関係機関が一体となって災害の予防や対策に取り組むため、新市の地域防災計画を策定します。また、的確な災害情報の収集や伝達のため、新市を網羅する統一した防災行政無線システムを構築します。

災害発生時に地域に密着した活動を展開するため、消防団組織体制の整備、町内会・集落等の地域コミュニティを単位とした自主防災組織の育成、さらには消防・防災拠点施設の整備をはかり、総合的な地域の消防・防災体制を充実強化します。

年々増加する救急医療に対する要請に的確に対処するため、医療機関と救急隊の連携を医学的観点から強化しながら、救急救命士による高度な救命処置を提供するとともに、住民自治組織や自主防災組織等に対する応急手当の普及活動を推進します。

一方、全国的に犯罪発生件数が増加傾向にあるなか、生活の身近にある犯罪を未然に防止するため、警察等関係機関と連携し地域ぐるみの防犯体制を強化します。

交通安全対策については、関係機関と市民が一体となって交通安全教育を推進し、快適で安全な交通環境の確保に努めます。

また、冬季間の安全を確保するため、幹線道路や生活道路について地域の実情にあった除雪体制を整備します。

#### <主な事業>

新市地域防災計画の策定

防災行政無線システムの構築  
消防施設・設備の充実  
消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成  
救急体制の充実  
防犯及び交通安全運動の推進  
除雪機械等の整備 等

## (2) 循環型社会づくりの推進

地域特性を踏まえた環境基本計画を策定し、行政・住民・事業者の相互協力の下、環境問題に対し適切に対応しながら、環境の保全と創造に関する取り組みを進めるとともに、地域の自然や農林業などの産業を生かした資源エネルギー対策の適切な推進やバイオマス利活用など新エネルギー導入推進に努めます。また、関係機関とともに、磐梯朝日国立公園、庄内海浜県立自然公園を代表とする地域の豊かな自然環境の保全に努め、自然との共生による持続的発展が可能な豊かで美しい潤いのある地域を目指します。

また、環境への負荷を低減するため、ごみ収集処理やごみ減量・再資源化の取り組みを一層強めるとともに農業分野の循環システムの強化や、リサイクルプラザを拠点とした環境教育の充実と住民の環境意識の高揚を図り地域の参加と創意工夫をもとに、農業を含めた循環型社会づくりを推進します。

### < 主な事業 >

環境基本計画の策定  
ごみ減量・再資源化の推進  
環境教育の充実  
資源エネルギー対策の推進  
国立公園や県立自然公園等の保全 等

## 8 . 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

### ( 1 ) 生涯学習の推進

昔から多くの人々が築いてきたこの地固有の文化は、人と人が支えあう地域社会を形成し、産業を発達させ、生活を豊かなものにしてきました。

今著しい社会の変貌の中で地域固有の文化を尊重しながらも、常に新しい社会へ対応する意欲と能力を培い、同時にこれを地域活性化の原動力とすることが求められます。

そのため、先人の知恵や知識に学び、研究や活動を展開する生涯学習のまちづくりを目指します。

特に、全市的な市民の学習活動と相互交流のもとに課題を克服する力を養う学習機会を設け、温かい地域コミュニティの中で自らの生活環境を整え、活発な地域活動や、産業・文化の振興につながる人づくりを進めます。

こうした学習活動を支えるため、各地域の公民館などでの生涯学習活動を支援するとともに、図書館や社会教育施設等の拡充整備を進め、市民の学習活動の拠点づくりをします。

#### < 主な事業 >

多様で体系的な学習機会の提供

地域における学習活動の振興

情報通信技術を活用した学習基盤の整備

社会教育施設の整備充実

新しい図書館サービスのネットワーク整備推進

等

### ( 2 ) スポーツ・レクリエーションの振興

余暇の増大や健康な生活への意識の高まりを背景に、多くの市民がスポーツに関心を寄せていることを踏まえ、総合型地域スポーツクラブを創設・育成して日常的なスポーツ活動の機会を提供するとともに、地域の特徴を生かした

様々な事業を展開しながら、だれもが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

スポーツ施設については、新たな予約システムの導入や市域のバランスに配慮した計画的な整備により、市民が利用しやすい環境を整えるなど、スポーツ施設の適正な管理運営に努めます。

また、マリナーやスキー場といった特色あるスポーツ施設やプール、体育館等を効率的に活用し、種目毎の拠点化を進めるなど競技スポーツの振興を図ります。

< 主な事業 >

総合型地域スポーツクラブの創設・育成

効率的な施設活用による競技スポーツの振興

スポーツ施設の整備充実

等

# 新市における 県事業の推進

## 1 山形県の役割

新市のまちづくりにおいては、魅力あるまちづくりの推進や地域社会・コミュニティに配慮したまちづくりの推進、市町村への権限移譲等の推進といった観点が重要となっています。

このため、山形県は、新市と連携しながら、県事業の推進に向けて、積極的に取り組んでいきます。また、合併に伴う財政需要について、山形県は、一定の財政支援を行います。

## 2 新市における山形県事業

### (1) 農山漁村の整備

農林漁業を振興するため、水利施設や圃場、農林道や漁港・漁場といった生産基盤の整備を進めます。また、魅力ある定住・交流空間としての農山漁村の生活環境の整備を進めていきます。

### (2) 自然環境の保全・活用

良好な自然環境を保全するとともに、利用者の安全性の確保や適正利用の促進を図るため、計画的な自然公園の施設整備を進めていきます。

### (3) 道路の整備

交流と生活を支える交通基盤の整備充実のため、県が管理する一般国道、主要地方道、一般県道の整備を進めていきます。

### (4) 河川・砂防施設等の整備

自然災害から市土を保全し、社会資本や住民の生命、財産を守るため、環境や生態系に配慮しながら河川改修事業や砂防事業、急傾斜地崩壊・地すべり対策事業等を進めていきます。

### (5) 下水道の整備

生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全に対応するため、計画的に下水道の整備を進めていきます。

### (6) 県立病院の整備

施設の老朽化や医療を取り巻く社会環境の変化に対応するため、県立鶴岡病院の整備について検討を進めていきます。



# 公共施設の 適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性・経過や地域のバランス、さらに財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。

# 財政計画

# 財政計画

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方税	14,021	13,997	13,973	13,950	13,926
地方交付税	20,307	20,258	19,936	19,646	19,720
地方譲与税等	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284
国・県支出金	7,443	7,479	7,411	7,205	7,291
地方債	10,930	7,030	6,930	6,830	6,730
繰入金	778	114	169	735	370
その他	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474
<b>歳入合計</b>	<b>61,237</b>	<b>56,636</b>	<b>56,177</b>	<b>56,124</b>	<b>55,795</b>
人件費	11,019	10,684	10,436	10,211	9,891
扶助費	6,095	6,255	6,379	6,505	6,634
公債費	8,091	8,152	8,271	8,350	8,447
投資的経費	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
補助費等	7,384	7,326	7,305	7,352	7,195
物件費	7,364	7,166	6,813	6,662	6,513
積立金	4,150	150			
その他行政費	10,134	9,903	9,973	10,044	10,115
<b>歳出合計</b>	<b>61,237</b>	<b>56,636</b>	<b>56,177</b>	<b>56,124</b>	<b>55,795</b>

基金現在高	2,743	2,779	2,610	1,875	1,505
-------	-------	-------	-------	-------	-------

地方債現在高	78,372	78,892	79,172	79,240	79,081
--------	--------	--------	--------	--------	--------

(単位:百万円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
13,903	13,879	13,856	13,832	13,808	13,785
19,605	19,130	19,062	18,998	18,948	18,921
3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284
7,335	7,379	7,423	7,469	7,515	7,561
6,630	6,530	6,430	6,330	6,230	5,950
4,474	4,474	4,474	4,474	4,474	4,474
55,231	54,676	54,529	54,387	54,259	53,975
9,603	9,354	9,146	8,850	8,513	8,369
6,700	6,766	6,833	6,901	6,969	7,038
8,280	8,007	8,002	7,999	8,045	8,171
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
7,017	6,715	6,624	6,552	6,473	6,404
6,367	6,222	6,080	5,940	5,803	5,667
77	352	510	737	973	767
10,187	10,260	10,334	10,408	10,483	10,559
55,231	54,676	54,529	54,387	54,259	53,975

1,582	1,934	2,444	3,181	4,154	4,921
-------	-------	-------	-------	-------	-------

78,965	79,009	78,951	78,789	78,481	77,768
--------	--------	--------	--------	--------	--------

## 財政計画の説明

### 1. 基本的な考え方

本計画は、合併後の財政運営の指針として示すものであり、その作成にあたっては、現行の行財政制度を基本とするとともに、想定される合併に伴う財政上の影響額（変動要因）等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるよう留意するものとします。

### 2. 計画作成の期間等

#### (1) 期間

新市建設計画の計画期間に合わせ、合併する平成17年度及びこれに続く10力年の平成27年度までの期間とします。（平成17年度は年度途中での合併となるため、合併関係市町村の平成17年度の財政計画に合併後の影響額や事業等を見込むこととします。）

#### (2) 会計

本計画は、普通会計で作成します。なお、鶴岡地区消防事務組合会計、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合会計の取扱いについては、現在の計上（補助費等）の方法で行うこととします。

普通会計……地方財政統計上の会計区分で、地方公共団体の全ての会計から、水道事業や病院事業などの公営企業会計、国民健康保険等の特別会計を除いた会計を一つの会計としてまとめたものです。

本計画は、歳入・歳出それぞれ各科目に現況及びこれまでの実績、人口推計等をもとに算出し、合併前の構成6市町村の普通会計ベースで作成します。また、建設計画に掲載する主要な事業の財源を裏付けるとともに、合併に伴う主な節減経費、国の財政支援措置等を勘案しながら作成します。

#### (3) 費目ごとの基準額の設定

6市町村の平成11年度から平成15年度決算額並びに平成16年度の決算見込額の動向をもとに、特殊要因を加味して「新市」の基準額とします。

#### (4) 合併効果の算定

合併効果を合併後の各年度に算定します。

合併効果には、

職員・議員等の人件費削減効果

合併に伴う国・県の財政支援措置

行政水準の一元化による効果 などがああります。

## 歳入・歳出の算出の考え方

### 1. 歳入

#### 地方税

市民税(個人分)は、人口の推計値をもとに計上。

市民税(法人分)、固定資産税、目的税、その他の税は、基準年度と同額で計上。

#### 地方交付税

普通交付税については、6市町村の平成16年度交付額、また平成17年度の地方財政計画の見通し等も勘案し、合併に伴う支援措置分や特例債の交付税措置分等を見込んで計上。

合併初年度から5年度目まで合併臨時措置(合併補正)分として16.7億円を計上。

特別交付税については、過去の実績から普通交付税と同様に計上。また、合併初年度から3年度目まで市町村合併に対する新たな特別交付税措置分として7.3億円を計上。

#### 地方譲与税等

地方譲与税は、所得譲与税についてもその見込額を計上。

利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金は、基準年度と同額で計上。

#### 国・県支出金

国・県支出金は、過去3カ年の平均額を基準として特殊要因分(生活保護費等)を加味するとともに扶助費の伸び分の3分の2程度を計上。

国庫支出金については、合併市町村補助金3カ年度分8.7億円を計上。

県支出金については、平成17年度と平成18年度にまちづくり交付金として合計3億円を計上。

#### 地方債

新市の普通建設事業に係る新規発行債は、合併特例債の活用等を勘案し、平成17年度から平成26年度までは、各年度約50億円、平成27年度に約48億円を計上。

合併特例債の基金造成分として、平成17年度に38億円を計上。

臨時財政対策債分は、平成17年度については、地方財政計画の見込みにより対前年度比20%減程度とし、平成18年度以降については、対前年度比5%減程度として各年度に計上。

#### 繰入金

基金からの繰入額を計上。

#### その他

分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、基準年度と同額で計上。

## 2. 歳 出

### 人件費

一般職員については、10年後の想定人口数に対応した類似団体職員数を目標とする定員の削減を見込み計上。

また、合併による特別職、議員数等の減少による人件費の削減についても見込み計上。

### 扶助費

基準年度に特殊要因分（生活保護費等）を加味した上で、近年の実績等から前期5か年は対前年度比2.0%増程度で推移するものとし、以降の期間も若干の増加傾向を見込み計上。

### 公債費

既存発行債償還分＋新規発行債償還分＋合併特例債償還分を計上。

### 普通建設事業費

新市の普通建設事業費については、近年の実績等を勘案し、平年基準事業費ベースを各年度70億円とし、計画期間中においては、合併特例債を十分活用することとして計上。

### 補助費等

増減要因が大きい経費（現消防事務組合、衛生処理組合、食肉流通センター分担金）についてはその見込額を、その他の経費については一定程度減少するとして計上。

### 物件費

近年の削減傾向を継続的な削減率として見込み、さらに合併による効果として10年間は削減率を上乗せして見込み計上。また、合併に伴う臨時的経費として、平成17年度と平成18年度に各2億円を計上。

### 積立金

合併市町村振興のための基金積立てとして上限額40億円を平成17年度に計上。

県まちづくり交付金（基金造成）の積立てとして平成17年度と平成18年度に合計3億円を計上。

### その他の行政経費

繰出金については、近年の増加傾向を加味し、引き続き一定程度増加するものとして計上。

維持補修費、投資及び出資金については、一部特殊要因を加味して、その他については、基準年度と同額として計上。